



島根県報

平成27年11月4日（水）

第2,748号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定の解除 (森 林 整 備 課) 2

【公 告】

肥料の登録の失効 (農 産 園 芸 課) 2

補欠の労働者委員候補者の推薦期間 (雇 用 政 策 課) 2

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 2

告 示**島根県告示第731号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
江津市松川町八神689-2、690-1、691-1、692-1、693-1、694-4、699、700-1
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成27年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
島肥登第 400号	混合有機質 肥料	スーパー地力 の素	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 2.0	公定規格 のとおり	株式会社地力の素舎 島根県松江市玉湯町玉造1420-7	平成27年10 月21日

第45期島根県労働委員会労働者委員について、補欠の委員を1名任命する必要があるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号の項イの規定により、補欠の労働者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成27年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

推薦期間 平成27年11月4日から同月18日まで

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月4日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第24号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第82教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。